

「取締強化期間」の設定・実施について

函館税関では、本年4月23日(月)から5月10(木)までを「不正薬物、銃器、金及びテロ関連物資取締強化期間」として、取締りを強化いたします。

近年、覚醒剤・指定薬物(いわゆる危険ドラッグ)などの不正薬物が一般市民にまで浸透しているほか、銃器類を使用した殺傷事件などが発生し、平穏な日常生活に対して重大な脅威を与えております。

これら不正薬物や銃器類は、そのほとんどが海外から密輸されており、最近では地方港や地方空港での不正薬物の摘発が相次いでいることから、函館税関では不正薬物や銃器類の水際での摘発を最重要課題として、警察や海上保安部等の関係取締機関と連携のうえ、取締りを実施しております。

また、金の密輸入が大きな社会問題となっている中、罰金額の上限を大幅に引き上げるとともに、門型金属探知機などの検査機器を活用しながら、取締りを強化しているところでございます。

更には、各国においてテロ事件が発生するなど緊迫化しているテロ情勢を踏まえ、テロ関連物資の水際対策も強化しているところです。

不正薬物、銃器類、金、テロ関連物資の密輸摘発・密輸防止のため、皆様のご理解と積極的な情報提供等のご協力をよろしくお願いいたします。



覚醒剤
平成28年5月
千歳税関支署摘発



金塊
平成29年11月
函館税関本関摘発

許しません白い粉、通しません黒い武器

密輸ダイヤル「0120-461-961」(24時間受付)

または函館税関まで密輸情報をお寄せください。

函館税関監視部密輸対策企画室(0138-40-4243)